

2015 年 5 月 18 日策定

2023 年 10 月 10 日改正

早稲田大学における公的研究費に関する不正防止計画

1. 目的

不正防止計画は、本学において公的研究費の適切な執行がなされるよう、基本方針・行動規範としての諸規程等を踏まえ、公的研究費の適切な運営・管理を実施し、研究費の取扱いに係る不正行為を防止することを目的とする。

2. 不正防止計画の取組方針

- (1)不正防止計画において、本学における公的研究費の運営・管理についての責任体系を示し、各責任者の責任と役割を明確にする。
- (2)不正防止計画は、本学における公的研究費の運営・管理に係る実態の検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。
- (3)不正防止計画は、本学における不正防止計画の実施状況、改善状況ならびに文部科学省をはじめとする関係各省庁または他機関等からの情報および対応状況等を勘案して、適宜見直しを行うものとする。

3. 責任体系の明確化

(1) 公的研究費の運営・管理の責任体系

公的研究費の運営・管理の責任体系の明確化のため、「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」第3条の2から第3条の4に基づき、各責任者の責任と役割を以下のように定める。

①最高管理責任者：総長

- 1)公的研究費の取扱いに関する不正防止対策の基本方針を策定・周知する
- 2)不正防止計画に基づく対策の実効性を担保するため、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じる

②統括管理責任者：研究推進担当理事

- 1)不正防止対策の基本方針に基づく不正防止計画を策定・周知する
- 2)不正防止計画の実施および実施状況を確認する
- 3)不正防止計画の実施状況を最高管理責任者へ報告する

③研究倫理推進責任者：各箇所長

- 1)不正防止計画に基づく不正防止対策を実施・周知する
- 2)不正防止対策の実施状況を確認する
- 3)不正防止対策の実施状況を統括管理責任者へ報告する
- 4)自箇所の研究者等に対して、公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講を促進する
- 5)自箇所の研究者等に対する公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講状況の監督を行う
- 6)自箇所における公的研究費の管理・執行に係る監督を行う
- 7)必要に応じて、自箇所における公的研究費の管理・執行に関する改善指導を行う

(2) 監事の役割

- ①不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。
- ②統括管理責任者又は、研究倫理推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

4. 不正防止計画の周知

統括管理責任者は、策定した不正防止計画を最高管理責任者へ報告するとともに、各箇所の研究倫理推進責任者を通じて、公的研究費の運営・管理に関わる教職員等に周知する。

5. モニタリング

公的研究費の執行箇所における日常的なモニタリングのほか、研究費の不正防止計画推進部署である研究推進部と内部監査部門である監査室は、公的研究費の適正な管理のため、本

学全体の視点から、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が適切に具備されているか等、毎年度執行状況のモニタリングおよび監査を実施する。モニタリングにより得られた執行状況に関する情報をもとに、研究推進部にて不正を発生させる要因を整理、分析し、その結果を監査室と共有する。監査室は過去の監査結果や不正発生要因の分析結果をもとに監査計画を見直し、執行管理の適正性および業務処理の有効性・効率性について検証し、課題等をまとめる。学内に監査結果の周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。

6. 不正防止に向けた制度改革の取組み

不正防止に向けた本学全体の取組みとして、組織の改編や研究費を一元的に管理する研究費管理システムの構築等の制度改革を継続的に推進する。

組織の改編については、経理処理業務を専門的に取り扱うための組織（2011年1月に設置）において、経理処理業務の更なる集中化を進め、引き続きノウハウの蓄積と経理処理の適正化を推進する。

研究費管理システムの構築については、研究支援・財務システム（2018年4月から稼働）および出張システム（e-Trip）（2019年4月から稼働）の安定的且つ効果的な運用を進めることで、公的研究費の執行における発注から支払までの手続きの一元管理と出張旅費に関する計算誤り・不正処理等の防止を図り、より適正な公的研究費の運営・管理体制の構築に取り組む。

7. 不正を発生させる要因に基づく行動施策

公的研究費の不正使用を発生させる個々の要因に応じた具体的な行動施策を「不正防止に向けた行動施策」として示す。各行動施策については、今後も実施状況を把握し、継続的に施策の改善を図る。

これらの取組みに関する実施状況についての適切な情報発信を行って、本学の学術研究に求められる社会的責任を果たす。

■不正防止に向けた行動施策

ガイドラインの項目	不正の発生要因（リスク）	行動項目	発生要因に対する行動施策	担当部門
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （ルールの特明確化・統一化と職務権限の特明確化） 【ガイドライン第 2 節 2, 3】	・不正に当たる行為についての研究者の特理解不足等によって、ルールの誤解や拡大解釈等が生じ、不正行為が発生するリスク	・使用ルールの周知 ・周知方法の特多様化	・公的研究費に関する執行ルールや諸情報を記載した『研究費執行マニュアル』（日・英版）を改訂し、認識の誤りの原因や、その対策等について周知を徹底する。 ・研究費の執行における不適切事例を分析し、事例の発生要因に応じて整理した結果をもとに、研究費執行マニュアルの「10.不適切な支出事例」および「研究費の不適切使用に関する事例集」を更新し、周知する。	研究推進部
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （コンプライアンス教育・啓発活動の実施 （関係者の意識の向上と浸透） 【ガイドライン第 2 節 1】	・不正行為に対する重大さについての認識不足によって、研究者が安易に不正行為を行うリスク	・定期的なコンプライアンス教育の見直しと受講率の向上 ・啓発活動の実施 ・不正を行わないこと等を盛り込んだ誓約書の提出	・「学術研究倫理セミナー」の内容を定期的に更新する ・「学術研究倫理セミナー」受講の促進について会議体等積極的に機会を見つけて周知する。 ・毎年『学術研究倫理ガイド』（日・英版）を発行し、教職員へ配布するとともに、Web サイト等でも周知する。 ・継続的に不正に当たる行為を防止す	研究推進部

			るための注意喚起を、My Waseda で周知するとともに、必要に応じて学術院長会等においても周知する。 ・研究費の不正使用を行わない組織風土を定着させるため、新たに公的研究費の運営・管理に関わることとなった者から公的研究費の適正使用に関する誓約書の提出を求める周知を定期的に行い、随時徴取する。	
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化) 【ガイドライン第 2 節 4】	・不正の告発等に関する方法や告発者保護の制度が浸透していないことで、不正の告発を受ける可能性が低下し、研究者が安易に不正行為を行うリスク	・告発窓口や方法の周知	・不正の告発対象や告発者保護、対応について、「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」に定める内容を、My Waseda で周知するとともに、必要に応じて学術院長会等においても周知する。 ・一元化された通報・相談窓口として「コンプライアンス相談窓口」をわかりやすく示し、告発窓口・告発方法の周知を行う。	研究推進部 総務部

不正を発生させる要因の把握と、不正防止計画の策定・実施 【ガイドライン第 3 節】	・ 具体的な不正防止対策の策定・実施状況の確認による関係者の不正防止に対する日常的な意識づけがなされず、不正発生要因への対策を通じた牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク	・ 不正防止対策の策定と公表、実施	・ 不正防止計画推進部署（研究推進部）は、不正防止計画の策定及び、実施状況の確認について、監事・内部監査部門（監査室）と意見交換を行い、不正防止対策を現状の不正発生要因に対応するよう更新し、統括管理責任者に報告する。また、更新した不正防止計画を学内外に公表し、周知徹底する。	研究推進部
研究費の適正な運営・管理活動 【ガイドライン第 4 節】	・ 予算執行状況の迅速なモニタリングを通じた、事務部門における一連の執行手続きについての検証が不十分となることで不正が発生するリスク ・ 取引業者と研究者との癒着に対して、日常的な運営・管理上のチェックや注意喚起が徹底されないことで、取引業者への牽制が発揮されずに不正が発生するリスク ・ 役務（委託費）において検	・ 予算執行状況の把握と管理 ・ 取引業者への取引ルールの周知、誓約書の徴取 ・ 検収の実効性の向上 ・ 検収方法の周知徹底と高度化	・ 財務システムを用いた予算執行状況の管理の必要性について、通知や説明会等により各箇所へ浸透させる。 ・ 取引業社に対して取引に関するルールを示し、研究不正等に関与しないこと等を誓約する誓約書を、毎年度新たな取引業者からも徴取する。 ・ 特に発注の多い業者に対する、年度末の集中的な予算執行等、不自然な取引等の確認を行う。 ・ 「役務」の検収方法について、Web サイト・説明会・業務マニュアルの配付等を通じて周知を徹底する。	財務部 研究推進部

	収が行われていなかったことにより、委託業者との取引に対する牽制効果が発揮されないことで不正が発生するリスク		・「特殊な役務」に関する検収の事後チェックを適宜実施する。 ・「学外納品物件特別検収」およびサンプリングによる実地確認を継続的に実施し、検収における捕捉の精度を向上させる。 ・経理箇所や他キャンパスの検収デスク等の検収実態把握を行い、全体としての検収の実効性向上に努める。 ・電子帳簿保存法の施行に伴い、電子データで提出された納品書あるいは領収書等に対する検収の電子化に関する財務システムの改修を検討する ・化学物質の検収について、環境保全センターと連携し、引き続き適正な運用を目指す。 ・研究マネジメント課が行う執行管理の結果をもとに、執行管理箇所（研究推進部）が、箇所間での情報共有を目的とした執行箇所担当者とのコミュニケーションをとる場を設け、学内全体の状況を共有することにより、不正防止に関する知見や情報についての	
--	--	--	--	--

			理解を深める。	
モニタリングの在り方 【ガイドライン第 6 節】	・ 本学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているかについての検証が不十分になることで発生するリスク ・ 不正発生要因のリスクに対して、リスクアプローチ監査が徹底されないことで、牽制効果が発揮されずに不正が発生するリスク	・ 本学全体の視点からの管理体制の確認・検証 ・ 不正発生要因に応じたリスクアプローチ監査の実施	・ 監事および会計監査人と連携して必要な情報提供等を行うとともに、定期的に意見交換を行う。 ・ 公的研究費の執行箇所における日常的なモニタリング、研究推進部によるモニタリングがともに機能しているかを確認する。 ・ 研究推進部やコンプライアンス推進室等の関連各箇所と連携することで重大な不正に関する通報内容を把握し、適切な対応がとられているかを確認する。 ・ 出張先への調査・確認や、研究補助者へのヒアリング、納品後の物品等の現物確認や、取引業者の帳簿との突合等の手法を含むリスクアプローチ監査を実施する。 ・ 新たに不正発生要因が判明した場合は、上記以外にも要因に応じたリスクアプローチ監査の手法を追加する。	監査室

以 上

早稲田大学における公的研究費に関する不正防止計画
不正防止に向けた行動施策 年間計画（教育・啓発）

				… 啓発活動	… コンプライアンス教育
第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	備 考	
学術研究倫理ガイド (リーフレット) ※1 の発行・配付・Web版 公開・大学ポータル サイト(My Waseda) での周知		不正防止計 画の策定・ 周知	研究費執行マニュアル の改訂(3月)・「研究費 の不適切使用に関する 事例集」の改訂・「不適 切な支出事例リスト」 の改訂 前年度の不正使用案件や、 執行管理(モニタリング) での指摘事項を踏まえ内容 を更新	※1 「コンプライアンス相談窓口」 の明確化および告発窓口・告発 方法も記載し周知を行ってい る。 ※2 原則として3年に1度内容の改訂 を行う。 ※3 理事会、学術院長会、その後各 箇所教授会等で周知する。 ※4 出張先への調査・確認や、研究 補助者へのヒアリング、納品後 の物品等の現物確認、取引業者 の帳簿との突合等の手法(リス クアプローチ監査)を含む。	
学術研究倫理セミナー(コンプライアンス教育) ※1、※2					
			学術研究 倫理セミ ナー受講 の案内 (3月)		
学術研究倫理セミナー(コンプライアンス教育)の受講促進に向けたメール送信および大学ポータルサイト(MyWaseda)での周知					
公的研究費の執行箇所における日常的なモニタリング(4～3月)					
第1期執行管 理(モニタリ ング:4～11月 分)結果の執 行箇所への フィードバック	第2期執行管理 (モニタリング:12～3月分)の実 施(6～8月)	第2期執行管 理(モニタリ ング:12～3月 分)結果の執 行箇所への フィードバック	第1期執行管理(モニタリング: 4～11月分)の実施(12～2月)		
第1期執行 管理結果に 基づく執行 箇所から研 究者への注 意喚起およ びその結果 報告	執行管理 (モニタリ ング)中間報 告・監事と の意見交換 (6月)	第2期執行 管理結果に 基づく執行 箇所から研 究者への注 意喚起およ びその結果 報告			
内部監査報告 ※3	特別監査(9～3月) ※4				
	公的研究費の適正使用 に関する誓約書の提出 (6～7月)		「特殊な役務」に関する 検収の事後チェック		
経理箇所、他キャンパスの検収デスク等の検収実態把握の実施					
役務の検収方法業務説明会・ 勉強会の実施	・取引に関するルールの提示 ・取引業者からの「誓約書」の 徴収(7～9月)				
監事、会計監査人と監査室の3者意見交換(5月、7月、11月、2月に実施) *監事と監査室の意見交換は随時					
「学外納品物件特別検収」およびサンプリングによる実地確認の実施					
重大な不正に関する通報内容を把握・適切な対応がとられているかの確認					